

市第76号議案

地区センター及び老人福祉施設の指定管理者の指定

次のように地区センター及び老人福祉施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市寺尾地区 センター及び横 浜市鶴寿荘	鶴見区鶴見中央 三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民 地域活動協会 理事長 土 田 和 男	令和4年4月1日か ら令和9年3月31日 まで
横浜市南地区セ ンター及び横浜 市南寿荘	南区浦舟町3丁 目46番地	特定非営利活動法人みなみ区 民利用施設協会 理事長 大 津 幸 雄	同
横浜市磯子地区 センター及び横 浜市喜楽荘	磯子区磯子三丁 目1番41号	一般社団法人磯子区区民利用 施設協会 会長 三 上 勇 夫	同
横浜市都筑地区 センター及び横 浜市つづき緑寿 荘	中区桜木町1丁 目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉 協議会 会長 荒木田 百 合	同
横浜市瀬谷地区 センター及び横 浜市瀬谷和楽荘	瀬谷区阿久和西 一丁目7番地の 3	特定非営利活動法人区民施設 協会・せや 理事長 網 代 宗四郎	同

提 案 理 由

横浜市寺尾地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）